

# 網 領

一、吾等は人類共存の大義に基き相互扶助の實現を期す  
二、吾等は團結の力に依り人格の向上と生活の保障を期す

## 日本労働聯盟規約

### 第一章 總則

第一條 本聯盟を日本労働聯盟と稱す

第二條 本聯盟の本部を東京に置き各聯合會及び支部を各地に設置す

第三條 本聯盟は本聯盟綱領を遂行するを以て目的とす

### 第二章 組織

第四條 本聯盟は日本領土に在る労働者を以て組織す

第五條 本聯盟内部を左の如く大別す

一、官 業 部

二、民 業 部

第六條 各部内を産業別組合に區別す

### 第三章 機關

第七條 本聯盟の機關を左の如く定む

一、理 事 會

二、執 行 委 員 會

三、代 議 員 會

第八條 本聯盟事務を左の如く別つ

一、總 務 部

二、庶 務 部

三、會 計 部

四、宣 傳 部

第九條 本聯盟本部に左の役員を置く

一、常 任 理 事

二、理 事

三、代 議 員

但し常任理事の必要に依り常任幹事及書記を置く

第十條 會計部には特に會計監督を置く

### 第四章 維持

第十一條 本聯盟維持費を別ちて左の二種とす

一、會 費

二、寄 附 金

但し會費は一ヶ月一人に付金拾錢とす

### 第五章 附則

第十二條 本聯盟は別に細則を定む

## 日本労働聯盟

切取線

### 申 込 書

私事貴聯盟の綱領及び規約に賛成し加盟申込候也

大正 年 月 日

現在所

就職工場

職業

氏名

印